

1. 件 名：京都大学研究用原子炉（KUR）の変更に係る設計及び工事の計画の承認
申請に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日 時：令和4年9月30日（金） 11時05分～12時10分
3. 場 所：原子力規制庁 10階会議卓A（TV会議により実施）
4. 出席者：
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
金子安全規制調整官、立元管理官補佐、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職
 - （2）京都大学複合原子力科学研究所
教授 他3名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
資料1：設工認（中央管理室の機能移転、火災対応機器・放送設備の設置）に関するまとめ資料

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。それ、そうしましたら定刻になりましたので中央会議のですね、 ヒアリングの方を始めたいと思います。そうしましたら
0:00:12	資料に沿って説明の方よろしくお願ひいたします。
0:00:17	はい、京都大学藤原です。では、本日の資料に沿って説明させていただ きますと本日の資料はですね前回のヒアリングの
0:00:26	お示ししました資料からフジハラさんごめんなさい、これちょっとちっ ちやいのもうちょっと大きくお願いします。
0:00:33	はい失礼しました。本日の資料は前回のヒアリング資料からの変更点に ついて黄色くマーキングさせていただいておりますが、この部分につい て説明させていただきたいと思います。
0:00:45	まず 1 ページ目の別紙 1 についてですが、両括弧 1 番に、非表示の中央 監視盤の機能No.7 の機能の説明についてということをついさせていただきます いております。
0:00:56	前回この機能ん 7 番のものっていうのが、
0:01:01	使用済み燃料室の地下ピットの水位計をと、プール水漏えい検知器にな りますがこちらの機能の説明の中で警報設定値を超えた場合に警報が発 報するという、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:12	説明が正しいかどうかということで、コメントいただいたと思いますが、
0:01:17	こちらについては結論から言いますと
0:01:20	説明として間違いではないんですが、ちょっとその辺を詳しく説明するために文章を追記しております。
0:01:26	読みますと使用済み燃料室プールから漏えいがあった場合、近いピットに漏えい水が流れる構造となっているが、近いピットまでの経路の土地にプール水漏えい検知器を設置している。
0:01:38	漏えい検知器は、漏えい水が通過したときにスイッチがオンとなる構造となっており、漏えい検知器の警報設置者スイッチオンの状態が連続 20 分間または 60 分間に 6 回と設定しており、いずれかの警報設定値を超えた場合に警報が発報すると。
0:01:54	というようなものですので、記載は、適正であるということで一応説明を追記しております。
0:02:02	と、両括弧 3 番、図 5 に示す、工事によって一時的に監視が、すいません、ちょっと文章間違えてますが、できなくなる場合の代替の措置についてということで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:12	こちらは審査会合 8 月 25 日の審査会合の際に説明しておりますがその時の資料、
0:02:17	の表をついまとめ中に追加しております。
0:02:21	まとめ資料の中では表 1 の中央監視盤の機能というのが、全部で 21 項目ありましたもののうち 5 項目は、許可基準規則及び技術基準規則に、
0:02:32	意外とのものということで表を分けておりますので、今回まとめ資料に挙げているものはその表をあける形で修正をしておりますが、記載内容については変更しておりません。
0:02:43	そういった形で表 1 から表 4、
0:02:45	そして中央監視盤の切り換え工事や火災感知器の工事中、放送する工事の対応として、表を上げさせていただいております。
0:02:55	続きまして、7 ページ目には、添付書類 1 ごめんなさいちょっと待ってください。
0:03:02	はい。
0:06:36	どうぞ。
0:06:38	どうぞ。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:47	規制庁の加藤です。すみません。後塗り漬しの 2 番目から、再度説明の方をお願いいたします。
0:07:00	能登大学フジハラですすみません 2 番目というのは 1 ページ目の両括弧 3 案ということでよろしかったでしょうか。
0:07:06	はい。その通りです。はい。
0:07:10	両括弧 3 番、図 5 に示す、工事によって一時的に監視ができなくなる場合の代替措置についてということで、8 月 25 日の審査会合、
0:07:20	の際にも説明しておりますがその時の、
0:07:23	資料の表を追加、まとめ資料に追加するというので、今回追加させていただきます。
0:07:28	審査会合の際には、表示として中央監視盤の機能に 11 項目ございましたが、21 項目のうち 5 項目は許可基準規則及び技術基準規則に非該当のものとなります。
0:07:41	で、それについてはもう表を分けるということで、表示表に分けておりますので今回まとめ資料の中では、
0:07:47	表示表 2 として分け同じように分けております。
0:07:51	表 3、表 4 は、火災対応機器と放送設備については、審査会合資料の、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:57	になっております。
0:08:01	で、報、
0:08:03	4 ページ目の表示のナンバー16 につきましては、K r 9 文字のところにマーキングしておりますがこれはちょっとK U R という文字が抜けておりましたので、誤植の調整ということで修正させていただいております。
0:08:17	続きまして7 ページ目になりますが、
0:08:21	添付書類1 の技術基準規則との適合性の説明としまして、第9 条第1 項については、
0:08:29	清アクセス数の防止に関するだこの説明だけでよいということで周辺監視区域のフェンス等に関する通学路ということでしたので、今回、不正アクセスに関するところの文章だけに修正させていただいております。
0:08:43	また、第11 条第1 項につきましては、
0:08:47	右の欄に記載しておりました作業のためのスペースが確保されているということに対して
0:08:55	中央管理数の部屋の大きさがわかるように中央館C 市中央管理室の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:03	図面に寸法を入れたものを、まとめ資料に追加するということでしたので、今回参考図1として追加しております。
0:09:10	オペレーで言いますと、
0:09:20	19ページですね、19ページに参考図1として中央管理室内のはい中火寸法ということで、中央管理室が、縦7.7メートル横尾10.5メートルということで寸法を追記したものを、
0:09:34	参考図1として追加させていただいております。
0:09:39	そちらもどっちですか。
0:09:42	ちょっとお待ちください。
0:09:53	市長の加藤です。ちょっとよろしいでしょうか。
0:09:56	植木です。今の変更点を、資料に沿って説明をさせていただいているんですけど、全体のうちのコメントに対してどこに反映したかっていう説明をしていただきたいと思います。
0:10:12	私の方ですね、コメント言いますので、そこの該当のところを説明していただきたいと思いますがそういう進め方でもよろしいですか。
0:10:22	はい、承知しましたよろしく申し上げます。
0:10:24	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:25	そうしましたら委員会のコメントをとしましてはですね、
0:10:32	第 11 条の機能の確認の第 1 項における楽サラトリ外せる構造とは具体的にどうなっているのかについて説明の方をよろしく願います。
0:10:46	はい京都大学フジハラです。
0:10:48	と放送設備についてラックから取り外せる構造ということの説明としまして、本日の資料の 8 ページ目の右上に、
0:10:57	米印等で放送設備についての補足説明記載しておりますがここに少し文章を追加しております。読みますと、放送設備はマイクアンプ電源等の各ユニットを一つのラックに収容を収納させたものであり、
0:11:11	各ユニットはラックから取り外すことで保守または修理が可能であるという文書にするとともに、あと参考図 2 の方に、放送設備のだ。
0:11:21	概要図を追加させていただいております。
0:11:29	議長の参考図 2 っていうのは 20 ページ目のものでよろしいですね。はい、そうです。20 ページの参考図になります。
0:11:37	はい。
0:11:39	よろしいこれ全部報酬、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:41	放送請求。
0:11:44	1 から 20 まで全部コースっていうか、
0:11:48	1 から 2、
0:11:53	カネコです参考図 2 の放送設備の名称のナンバー1 から 20 まですべて放送設備という理解でいいですか。
0:12:01	はいその通りです。
0:12:03	すべて
0:12:05	1 から 20 番までの、一つ一つのユニットの項目をすべて統合させたものとして、放送設備としております。
0:12:45	これちなみにカクウユニットっていうのかな、ユニット等ユニットの間の血栓はどうしてるんですか、そのケーブル、
0:13:00	これがこちらですが必要なところはケーブルで決済接続しております。
0:13:08	電源とか取り外しが不可能なやつはないっていう、イメージでいいですかね。
0:13:14	電源コードがすいません。
0:13:18	はいすべて個別のユニットをそれぞれラックにし、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:21	取り付けている形になりますので、当然、取り付けたものは取り外せるということですので取り外せるものになっております。はい。はい。
0:13:34	そしたら次の質問に行きたいと思います。
0:13:38	第 31 条のですね、放射線管理中、
0:13:45	離れた位置と、さっきいずれやったか。
0:13:47	距離があります。何ページ。
0:14:50	再度を言います。第 31 条放射線管理施設管理設備、第 1 項については、流水の漏えいを中心に含まれるトリチウムガスモニターで検知するとしておりますが、
0:15:05	これらのガスモニターのですね、使用というか、検知能力というか、それについて説明の方をお願いいたします。
0:15:16	はい、京都大学フジハラです。
0:15:18	と、先日、前回コメントいただきますと、リアのガスモニターの仕様として最初ちょっとガスモニターの最初検出量は 7 掛け 10 のマイナス。
0:15:29	以上ベクレルパー立方センチメートル以下であるということを追記しようとしたんですが、その後ちょっといろいろ検討しました結果、
0:15:38	もともと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:39	流水分析を放射線測定装置といったものの接合のといった際には、当然この設備というのは放射線管理施設ということで、第 31 条に該当するものとして設工認申請していましたが、
0:15:53	今回、中央監視盤、
0:15:55	そして求めているのは、こちらから送られてくる警報信号のみでございますので、
0:16:01	今回 31 条ではなく、この警報に関しては、第 41 条の第 1 項に、
0:16:08	該当させる方が適切だろうと考え、
0:16:11	ましたので、今回の指導では、第 31 条は、
0:16:15	該当しないものとして、
0:16:19	取り消し、
0:16:20	対象外とさせていただき、
0:16:22	いう形で修正させていただいております。規制庁の加藤です。今言われたのは、ページ数でいう 9 ページ目のところ、
0:16:32	はいその通りです。10 ページ目のところに、もともと 31 条っていうものがあって、そこにガスモニターの最小検量を記載していたんですけど、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:44	京都大学の中でいろいろ検討した結果、第 31 条っていうものが適合対象条文からなくなったので、この記載については、
0:16:54	取消権にさせていただきますっていうそういう理解でよろしいですかね。
0:17:00	はいその通りでございます。
0:17:05	よろしいですか。
0:17:10	はい。そしたら、次のコメントに行きたいと思います。第 30 条、臨時 労政充実
0:17:20	第 5 項については、原子炉のて調査を行っても、ごめんなさい。
0:17:24	オーバー、
0:17:26	どちらのをて操作を行っても、一次循環ポンプによる冷却は継続する、 設定としているんですけど、具体的にどのような設定となっ ていますか かっていうことで、
0:17:39	これ無停電装置が何かついているっていうふうな形でっております。
0:17:45	言っていたと記憶してるんですけど、その先どこにありますか。
0:18:07	5 ページ目のところですかね。
0:18:11	藤。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:13	9 ページ、本日の 1 ページ目に、第 34 条第 5 項に関する適合性の説明と、設工認、
0:18:22	の本文、別紙 1 の記載の対応のところ、
0:18:26	補足説明として書かせていただいておりますが、
0:18:30	K U R の放管率その他の残留率は既設設備である一次循環ポンプ確保停電電源、無停電駆動電源 o f f 電源含むによって除去できると記載しております
0:18:42	部分のことだと思いますが、
0:18:45	それでよろしかったでしょうか。
0:18:48	はい。
0:18:50	依田議員。
0:18:57	はい。そしたら、次のコメントに行きたいと思います。第 41 条、警報装置、第 1 項については、表 1 に示す警報と、右に示しているナンバー 2 整合が生じている理由について、
0:19:11	教えてください。具体的にはですね、広域の警報がついている N o . 1 六、七十 36 だ抜けているのはなぜかというコメントでございます。
0:19:23	回答の方お願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:26	宇都大学藤原です。
0:19:28	とご指摘いただきました通り、No.6 とNo.7No.13、No.16 につきましては、
0:19:36	記載が抜けていましたので、
0:19:39	追記させていただいております。
0:19:41	また
0:19:43	添付書類の中でも表 1 に示す警報を育てて記載しておりますので、江藤 該当するNo.23467890111020341056 の
0:19:54	機能であることがわかるように追記しております。説明、
0:19:58	補足説明としてナンバー1 につきましては、
0:20:02	41 条に該当しないこととなりますので、この 41 条に該当しないナンバ ーワンにつきましては、11 ページの、
0:20:11	右の欄のマーキングするところに書いておりますが、
0:20:15	ナンバー1 警報非常警報装置の警報機能というのは操作によって警報を 発報するもののため対象外と記載されております。
0:20:23	41 条というのは設備等の異常によって異常を検出するための警報を設け るということでしたので、
0:20:31	ナンバー1 の非常警報はちょっと対象外とさせていただいております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:37	町長の加藤です。説明は内容はわかったんですけどすいません。どこ、何ページのどこに記載してあるかっていうのも併せて説明していただいてよろしいですか。
0:20:48	はい。失礼しました。今申し上げましたのは、11 ページの右上になります。
0:20:57	C T Oの数です。ごめんなさい。
0:21:00	番号を加えたところの該当箇所もお願いします。
0:21:06	出版、失礼しました、ページ、
0:21:09	説明させていただいたのは、本日の資料の9 ページ目。
0:21:16	に、第41条第1項の記載が一番最後に書いておりますが、まず左の欄で黄色マーキングしている箇所、ナンバー23467890111020304516 と黄色マーキングしている部分を追記させていただいております。
0:21:33	また右の10、
0:21:35	ページ10 ページの右の欄。
0:21:37	にあります、No.6No.7No.13、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:41	あと、ページ 11 ページの右の欄にありますナンバー16につきましても黄色マーキングするところがございますが、こちらについても、今回追記させていただいております。
0:21:56	はい。
0:21:58	はい。3 ページ、
0:33:30	規制庁の加藤です。すいません。お待たせして、そしたらちょっとコメントを続けさせていただきます。
0:33:38	第 8 条のですね、外部からの衝撃の損傷防止第 1 項につきましては、中央管理費の機能から想定すべき外部事象は竜巻、火山、
0:33:51	となっていてさらに、第 1 項第 2 項においては中央管理ってのはなくてですね、生活のことは書かれているんですけど、これはなぜですかというコメントでございます。説明の方をお願いいたします。
0:34:08	京都大学藤原です。どうぞ。
0:34:11	前回コメントいただいたことを受けまして今回第 8 条第 1 項と第 2 項に関する、適合者が不用の理由、不用の理由という文書をすべて見直して修正しております。
0:34:22	第 1 項の方に読みますと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:25	想定される自然現象、括弧、ごめんなさい、ページ数は確実にやってください。
0:34:31	あ、失礼しました。
0:34:33	本日の資料の12ページ目になります。
0:34:37	12ページ目の第8条第1項のところで、
0:34:40	適合性が不用の理由を記載しておりますが、
0:34:44	プレスで黄色マーキングしており、おりますがこちらについて、
0:34:47	今回火山、竜巻以外のことも含めて記載を追記しております。
0:34:52	それを全面的に修正しておりますので、
0:34:56	記載内容を読ませていただきます。
0:34:59	想定される自然現象、括弧地震、津波以外に対する中央管理室の機能、中央監視盤火災対応機器及び放送設備の適合性について書きする。
0:35:10	自然現象としては原子炉設置変更承認申請書に従い、
0:35:14	洪水風、台風竜巻、凍結洪水積雪、落雷、地すべり火山森林火災とする と。
0:35:22	中央管理室の具体的な機能としては、ニチロ制御室が火災その他の異常な事態に使用できない場合に、原子炉を停止するスクラム機能、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:32	それを原資研究所内に周知する非常警報設備及び放送設備に加え、
0:35:37	各種警報や必要な情報を監視することである。
0:35:41	原子炉運転中に竜巻発生や火山噴火が発生した場合、竜巻及び火山灰が 研究所に到達する前に、主炉を停止し、
0:35:52	また必要な緊急放送は、原子炉制御室から行うため、中央管理室におけ る原子炉を停止する機能及び放送設備は必要としない。
0:36:01	また、その他の機能情報の監視については、
0:36:05	① K U R は原子炉が停止し、炉心の冠水維持によってその後の安全性が 安全性は確保でき、
0:36:13	U C A は、
0:36:15	停止することで安全性は確保できることなのに、K U R 及び K U C A の、
0:36:21	原子炉建屋や原子炉棟は極めてまれにしか発生しない竜巻や火山に対し ても安全性が確認できていることから、
0:36:29	施設を管理する場所である。
0:36:32	臨床セールスで監視可能であり、中央管理室での監視は必要としない。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:37	また、原子炉停止中に竜巻発生や火山噴火が発生した場合であっても、竜巻及び火山灰が研究所に到達する前に、中央管理室の放送設備緊急放送が行える。
0:36:50	仮に中央管理室が使用できなくなった場合でも、原子炉に対する安全上必要な監視情報は、原子炉原子炉整理する取得でき、緊急放送が必要となった場合は、現象成立から行うことができる。
0:37:05	以上から、中央管理室は、当該条項への適合性不要である。
0:37:11	なお他の自然現象であるコウズイ
0:37:13	洪水、降水、地すべり、風、台風、積雪、落雷凍結についてはそれらの発生によって安全機能を損なう恐れはなく、
0:37:23	また森林火災については、森林との離隔距離や予防散水活動によって安全機能を損なう恐れはなく適合性は不要であると。
0:37:33	いう説明に修正しております。
0:37:36	また第2項につきましても、
0:37:38	原子炉運転中に敷地内への航空機の落下による火災、敷地内外における可燃物、ガソリン等の火災が重畳しても、
0:37:49	原子炉設置変更承認申請書によれば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:52	原子炉建屋への影響はないが、
0:37:55	原子炉を停止し、また必要な緊急放送は原子炉整理室から行うため、
0:38:00	中央管理室における原子炉を停止する機能及び放送設備が必要としない。
0:38:06	また、原子炉停止中に当該事象が発生し、その影響で仮に中央管理室が必要できなくなった場合でも、
0:38:14	原子炉に対する安全上必要な監視情報は、原子炉整理室で取得でき、
0:38:19	緊急放送が必要となった場合は、原子炉制御室から行うことができる。
0:38:25	以上から中央管理室は、
0:38:29	当該条項への適合性は不要であるという説明に修正しております。
0:38:33	以上です。
0:38:34	はい、ありがとうございます。
0:38:38	よろしいですか。
0:38:40	すいません 1点教えてください。
0:38:43	竜巻、これ多分清川だと思うんですけど竜巻発生っていうのは何をもう、
0:38:49	どういうものを対象としています。
0:38:53	何だろうな、もっと具体的に言うと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:56	ちっちゃいものから大きいものまであるんですけど、どの程度の竜巻をここで言ってる竜巻発生って考えてます。
0:39:07	草間でございます。
0:39:10	竜巻については、我々の運用としましてはですね気象庁のナウキャストですね、これ竜巻落雷とかいろんなところの情報が入手することができます。
0:39:21	竜巻という定義でですね、当然レベル、
0:39:25	によって情報があるんですけども我々ところはまだ1最初の要するに町長が、竜巻が発生したと。
0:39:32	いう、そういう情報を今ナウキャスト自動的に入手しまして、もうそれによって一応まとめる方向を考えると、ただ、竜巻の場合は当然牧師でもいろいろ、
0:39:43	確認できるんですけども、運用としては、夜のこともありますし、とりあえずそういう情報が出れば、角度が上がればですね、これ申請書にも書いてますけども、竜巻の角度が上がれば確度1とか2とかってあるんですけども、
0:39:57	1のときにはまだ非常に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:01	データとしては不安定だということで確度 2 として、規制庁気象庁が発表すると、その情報を終えて我々としてはもう事前に原子炉を止めると。
0:40:11	今の割れの運用ではですね一応竜巻のスピード、これも気象庁からいろいろよくあるんですけども、ある領域をカバーしてますので、その領域に入れば、
0:40:23	情報が来るとということで、それ、それを考えますと大体ソーラーで、例えば車でですね、時間があるということで、元本当にこのサイトに来るまでに、
0:40:34	原子炉を止めると、そういう運用をしてございます。
0:40:38	はい。菅さんはいかがですか。
0:40:40	火山はですね当然
0:40:43	今我々がこれ設置申請書に書いてますけども、
0:40:47	対象とするパターンがあるんですけども、その方が爆発したときに、過去の例で、我々のところには、2センチの火山灰が、
0:40:57	降り注ぐと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:58	これは以前のそのデータをですね、それに基づいてるので、それはかなり遠い大きいのを少し、沖島ですね。
0:41:06	この辺の課題なんですけども。ですから当然そういう文化があれば、当然いろんな情報が入ると思いますし、それが当該花壇であれば、当然、
0:41:17	過去のデータからいくと2センチの勾配があるということですから、もうこれも、
0:41:22	6月同時に火山灰が降るわけじゃないので、そういう情報を持ってですね、それはいろんな判断が入るとは思いますけど、もう最悪そういう火山があれば、
0:41:32	その噴火があれば原子炉を止めるということを今、考えてございます。
0:41:39	対象となる火山が決まっていて、噴火レベルは幾ら幾らってあるんですけど、もう具体的に運用決まってるんですか、噴火レベル3だったら止めよっかとか、
0:41:50	すいません京大の釜谷でございますそこまでは決めてございません。鶴岡さんという過去の火山のですねそういうデータベースがあつてですね、それは過去のデータからいくとこの辺には2センチの降灰があつたと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:04	そういうことを元に、今の2センチを想定し、そういう事態が起これば原子炉をあらかじめ止めると。
0:42:13	いうことを考えてございます。これ非常に竜巻と違って時間的なこともあってですね、即座にということはないかもしれません。いろんな情報収集しながら、
0:42:24	必要であれば一度止めるということになろうかと思えます。日本のそういうところで花壇、
0:42:30	が爆発するわけですから、多分、原子炉を運転してることは
0:42:35	いかなる場合でも多分ないと思えますけども、そこは情報を見ながら、
0:42:40	判断をするとその、その時間は十分あると思ってます。以上です。
0:42:45	最後に、火山販売に対する原子炉停止の必要性としては、
0:42:51	建設だったね、DGの吸気吸気港湾に火山灰が溜まっちゃうと、とかっていうその吸気系、もしくは換気系を基にしてるんですけども、兄弟の場合もそうだとか。
0:43:05	農協大のカマエでございます。我々ところではそこそういうその分、発電所ではフィルターの話とかですね、そういうところで、
0:43:15	議論されてますけども、我々ところ認めてしまえば、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:20	特にそういう、先ほど来から申し上げてますように安全性を確保できる ということで、
0:43:26	建物自身の例えば、総務部損壊、
0:43:31	また積もるわけですから、それによって建物の屋根がどうのこうのと、 そういうところで、構造的なところで、一応評価をしてございまして維 持に関しての、
0:43:42	評価はその時点ではやってございません。
0:43:44	わかりました。休憩取りもう、屋根が落ちる落ちない。
0:43:50	はい、わかりましたありがとうございます。
0:43:57	はいどうぞ。
0:43:59	規制庁タツモトです。1点だけ教えてください。今のこの八条の真ん中 辺に②ってのがあって、KUR、KUCAの原子炉建屋原子炉棟は、安 全性が確認できているっていう話があるんですけど。
0:44:13	原子炉制御室は原子炉建屋にあるんでしたっけ。
0:44:19	京大のカマエでございます。現地調整月は原子炉建屋の中にございま す。
0:44:24	原子炉建屋はそれを、その横についでる。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:28	建物として、営業そのものは原子炉、円筒形の、
0:44:33	アジアの中に、
0:44:35	少しごめんなさい、円筒よりもちょっと始めてますけども我々としては原子炉建屋という一体構造物の中だというふうに理解をしています。規制庁竹野です。ありがとうございます。現状の制御室の原子炉建屋にあって、
0:44:48	中央管理室ってのは、この原子炉建屋原子炉棟とは別に、どっかの棟にあるっていいんでしたっけ。
0:44:55	はい。京大カマエそうです。
0:44:58	多分 100、100 メーターはないですかね。離れたところの別棟でござ
	います。
0:45:03	わかりました。じゃあその原子炉建屋原子炉棟はもう竜巻や火山に対して、もう既許可既認可で、健全性が確認できているってことをご説明してることだと理解してよろしいですか。
0:45:15	はい。依田のカマエでございませうその通りでございませう。わかりましたありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:00	規制庁の加藤です。次のコメントに行きたいと思います。第 19 条第 1 項については、中央管理の機能が 1 点によって原子炉を、比屋根側の方に行かないとかそういう説明をしてください。もしくは、
0:46:15	中央管理室に水源がないことの説明が必要だと考えておりまして、さらに第 2 項についてはですね、
0:46:23	新研究棟には放射線液体廃棄物名簿等の説明が必要だと考えておりまして、第 1、第 19 条の除外の理由。
0:46:33	ここについて説明の方よろしくお願いいたします。
0:46:38	京都大学フジハラですが、資料の 13 ページ目に、第 19 条の適合性が不用の理由を記載しておりますが、
0:46:48	黄色マーキングしております不用の理由を全面的に修正しております。
0:46:52	言いますと、設置変更承認申請書によると、中央管理室は溢水による原子炉施設の安全機能を損なう恐れがある施設として想定されていないため、適合性は不要であると。
0:47:04	なお、溢水がそう、溢水を想定しても中央管理室には流しが設置されてされるが、溢水になる可能性は低く、また、万が一、室内に溢れとして

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	も、24 時間体制で人が常駐し異常に対して迅速に対応することができるため、
0:47:19	中央監視盤中、火災受信機及び放送設備の安全機能を損なう恐れはなく、
0:47:25	適合性は不要であるという説明に修正しております。
0:47:28	以上です。
0:47:31	はい。ありがとうございます。ちょっと 1 点確認をさせていただきたいんですけど、P A R のですね設計変更承認申請書のを添付 8-67 ページのところに 8-1-7。
0:47:45	溢水による損傷の防止でございます。
0:47:50	そのちょっと記載を読み上げさせていただきますが、I P が発生した場合においても、
0:47:56	原子炉引き受けの安全機能、括弧議員資料の緊急停止及び委員会、炉心の冠水を呼び起こす物質の閉じ込め機能が損なわれる恐れがないよう内部溢水棒を対策を講じること。
0:48:13	ができる設計とするっていうふうになっていて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:16	今回の中央監視盤にはスクラム機能がついていると思ってます。それで ここで言う、
0:48:23	原子炉の緊急停止に当たらないっていうのは、どういう理由からでしょ うか。
0:48:38	こちらでございます。そこに少し表には書いてございませんけど割れと しては例えば、
0:48:44	中央管理室が止める、
0:48:47	機能を果たすというのは、要するに制御室等は火災等でですね、火災等 というのはそういうことで使えない場合ということで、例えば
0:48:56	溢水とですね、
0:48:57	火災等のそういうトラブルと重畳させるかさせないかんということだと 思うんですけども、それ重畳させるとするとそういう記載もいるかもし れませんが我々多分その当時、
0:49:10	水水源については原子炉棟の中にある建屋の中にあるものというこ とで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:15	そういう重畳的な話がですね、多分されてなかったんだと思いますし、あれもその必要性はないと思っています。そこまでのですね、そういう意味で
0:49:27	減少止める機能としては、
0:49:29	中央管理室はいらないと。
0:49:31	いうふうに理解してございます。
0:49:35	規制庁の加藤です。そうしますと、今、金庫承認申請書に書かれている原子炉の緊急停止というのはあくまで誠実に
0:49:44	入っているスクラム設備のことを言っていて、中央管理室でのスクラム設備ってというのは、入っていないんですよ。
0:49:53	それで今ただその理由について今、浜先生の方が述べた理由によって、ここは含んでいないんですってということだと
0:50:04	思っていおりますが、なぜのその認識でよろしいですか。
0:50:08	京大の亀井でございます。それで結構だと思います。
0:50:11	そうしましたら、今言ったですね、この接近補償に申請書に書かれている統計ページってというのは中央管理室含んでいないんですよってものの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	を、補足説明資料の中に記載をしていただきたいと思いますと思うんですけれどもいかがでしょうか。
0:50:28	京大の神戸でございますそう。まずまとめ資料ですね。そうです。はい。そうすると今中央管理室が、医師による原子炉施設の安全機能を損なう恐れがある施設としては、想定されていないと。
0:50:41	いうふうに書いてますけどその理由といたしますか、そこを、そのあとに、少しそういう文言を追記したいと思います。
0:50:50	よろしいそれでよろしいでしょうか。
0:50:55	最終的にはこの1件がないということもですねもっと全面的には出せるかとは思いますが、後半の部分ですねなお書きのところ、もう少し強調すればそれだけでもいいのかなという気がするんですけども。
0:51:07	なかなか
0:51:09	流しということで、これどっか配管が破れると水が供給されるわけですが、ただ
0:51:16	建物の中にそれが満水になることはないということと、24時間体制で、人がすぐ迅速に対応できるということですね、そこをなお書きで書いてるんですけども、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:27	本来のそのなお書きの以下のところ、もう少し1がないと、その危険リスクはないということを、
0:51:34	説明した方がいいよかったのかもしれませんがもちょっとこれ合わせわざじゃないですけども、ただ前半の方も大事なので、
0:51:40	そこもちょっと推計をする形で、修正したいと思います。
0:52:40	規制庁の加藤です。ちょっとなお書きのところ確認をさせていただきたいんですけど、中央管理って丹羽流しガスされているが、
0:52:50	この中に、
0:52:54	私がびったりビールが1種になる可能性は低く、また万が一1年に溢れたとしてもって言っている。
0:53:01	それが溢水の、をもちょうの話をもっと聞きたいと思っていて、そのを行って県と考えているのは、
0:53:09	普通の流しの配管ってイメージでよろしいですか。
0:53:14	もうそそういうイメージです。ですからそれがもともになるタンクは別途、屋外にあるんですけども、
0:53:22	当然その供給元はですね、でも一応あるのは今の永島釜谷氏配管ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:28	そういうことで、それとちょっと言い方ですけど
0:53:31	新規制の時にもですね当然この水源、先ほど加藤さんに読み上げていた だいたところですね、その時には当然イチケンとしては給水タンクであ ったり、
0:53:41	そういうものが対象である
0:53:43	プール水であったりですね、ただあまりその部署の中にも、当然そうい う水道配管、飲料水、
0:53:49	ありますので、そういうものがあるんですがそれは少なくとも1件には なってない。
0:53:55	する必要は私はないと思いますけども、
0:53:57	ということで今回も本当はそういう並びで1件じゃないということが、 本当に明確に定義できれば、
0:54:05	前半よりは少なくとも、
0:54:09	後半だけでもなお書き言うだけでも私はいけるのかなと思うんですけど もなかなかその1件という、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:14	はっきりと定義があるのかないのか私も存じ上げないんです。少なくとも、新規制の時にはそういう水に対しては特に推計として考えていなかったと、いうことは事実でございます。
0:55:25	規制庁タツモトです。説明の内容は理解したつもりなんですけど、上部に対する、その適合性説明という観点で、ちょっと文章構成、
0:55:38	改めて見直していただきたくて、この溢水の第 19 条については、1 項も 2 項も、主語は、
0:55:48	試験研究用等原子炉施設は、
0:55:52	としてます。
0:55:53	その試験研究用と原子炉施設という中に、中央管理室が入っているのであれば、中央管理室を主語として、
0:56:04	椅子に対する防護措置が、貴重なのか必要じゃないのかってところの説明を、
0:56:12	すべきかと思います。
0:56:14	1 項については、
0:56:16	原子炉施設内における溢水の発生によって、安全性が損なわれる場合は、防護措置を講じると言っていて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:27	その原子炉施設内における溢水の発生っていうのがあるんですかないんですか。
0:56:33	そのタンクっていうのが原子炉施設内にあるのか、そのタンクがその影響を受けるのかどうかっていうところの説明が1項のほうになると思います。
0:56:43	2項の方は、
0:56:45	江藤、放射性物質の行きたいなり何なりっていうところが溢れる場合は、必要な措置を講じると言っていて、
0:56:54	溢れる場合があるのかないのか、もうないのであれば、別にこの防護措置を講じることはないということだと思うので、この条文に対して、
0:57:04	中央管理室はどういう必要な措置を講じる必要があるのかないのかっていうところの説明にしてもらっていいですか。
0:57:13	ちょっと、弁の方なんですけど、今申請書には我々原子炉施設ということで、原子炉の安全機能ということで、現実的には原子炉建屋の中の1次元タンクであったり、そういうものが一致したときに、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:29	<p>いろいろな安全機能を損なうということでその対策をしてきたんですけども、今のお話だと、当然そういうことが起こっても中央管理室には影響がないと。</p>
0:57:39	<p>当然建物が別棟ですから原子炉建屋の中で水が漏れても、中間中央管理室といいますか、金研究棟の方に水が来てっていう、そういう恐れは全くないわけですけど、そそういう、</p>
0:57:52	<p>そういう説明。</p>
0:57:54	<p>水をおっしゃったんでしょうか。</p>
0:57:56	<p>規制庁建物です。私はこの条文はそのように読んでいて、原子炉施設内における溢水の発生によりって言っているので、</p>
0:58:06	<p>その施設内での溢水が発生してるのかしてないのかっていうところ。</p>
0:58:10	<p>は</p>
0:58:11	<p>説明すべきポイントかと思ってます。</p>
0:58:15	<p>依田のカマエでございます。</p>
0:58:17	<p>了解しました。少なくともその申請の時には、原子炉建屋内での溢水を想定をして、やってございますので、当然それを当然規制上、申請上そうなってますから、</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:29	そういうことが、この中央管理室に影響を与えないと。
0:58:33	いうことはそういう自明でございますのでその辺は文章化して書くということですね。それと、あと2項の方はこれ、放射性物質の話ですから、
0:58:43	これ新研究棟一般建屋でございますので、そういうことがそういうものを使う場所ではございませんので、そこは非常にクリアに除外できるかと思えます。
0:58:53	以上です。
0:58:55	変わってる。
1:00:15	あ、規制庁タツモトです。
1:00:18	改めて、衛藤。
1:00:20	もう一度言いますと、1項については、中央管理室はという主語に対して、原子炉施設内における溢水の発生っていうのは原子炉建屋に限った話ではなくて、
1:00:31	原子炉施設内すべての水源に対して、衛藤、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:35	防護措置が講じられているかっていう条文になるので、新規制で見た、 建屋だけではなくて、今、新しい中央管理室での水源っていうのも考慮 した上で説明をしてください。
1:00:48	その辺大丈夫ですね。
1:00:51	はい。拠点間ですね、それぞれが今のお話だと思うんですけども現状 ですね。
1:00:57	当然そこ溢水を考えた場合になお書きの方に書いてあるということでは ないので、当然中央管理室で市があっても、こうこうこういう理由で、リス クにはならない。立木を、
1:01:10	外であると。
1:01:12	規制庁タツモトです。そう。なお書きではなくてこの条文に対する説明 としてはここ、なおではなくて主たる説明の部分になると思います。
1:01:24	只野兄弟のカマエです。秦紹介したわけで、直では書きません。当然そ れがメインになるので、そういうものを前面に出して、記載するよう に します。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:35	はい。2項についても、江藤減少施設はっていう主語に対してなので、中央管理室はとして、恐れがある場合があるのかないのかっていうところを含めて説明してくださいってことですね。
1:01:50	はい。北野カマエです了解しました。はい。認識共有できたと思って、よろしくをお願いします。
1:02:02	規制庁カトウです。次のコメントに行きたいと思います。次はですね、技術基準の適合性の説明と本文との関係において、ナンバリングしてくださいっていうコメントをですがその該当箇所の説明の方よろしくをお願いします。
1:02:26	天田先生、どうぞ。
1:02:36	京都大学フジハラです。すいません今のコメントっていうのは、
1:02:43	本日の資料の17ページ、18ページに追加したナンバーのことでよろしかったでしょうか。
1:02:49	今回前回説明した際に、設工認申請書と設置申請書との対応ということで、設工認申請書の中に挙げている、各種定置式放射線モニター、
1:03:01	の表、図として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:04	J R 設置申請書の参考図 35 等 K U C A 線、申請書の参考図 19 挙げておりましたが、そこで書かれているモニターが、
1:03:12	今回の設工認申請の表示で上げている。
1:03:15	南波のどれに該当するのかということを図に入れるようにということで今回黄色マーキングしてるようにナンバーをすべて追記させていただきました。
1:03:23	以上です。
1:03:26	はい、ありがとうございます。
1:03:28	ここはよろしいですかね。これ、変更
1:03:32	はい。
1:04:52	議長のカトウですよろしいでしょうか。
1:04:56	ちょっと大変恐縮なんですけれどもちょっと時間超過している関係上ですね、とりあえず本日はここでちょっと示させていただいて、都築につきましては別途ヒアリングをしたいと思いますが、それでよろしいですか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:16	ありがとうございます。そういうことですから我々としては、ディテクトできないので、アクセプトしなきゃいけないんですけど別途のヒアリングという話になって当然補正申請が、
1:05:29	その分まだ伸びるということなので、できれば、その辺のスケジュールングできれば早くお願いできたらと思うんですけども、よろしいでしょうか。
1:05:39	ちょっとですね来週のいつになるかちょっと調整してみないとわからないんですけど、なるべく意向に沿うような形で調整はしたいと思います。
1:05:51	はいよろしくお願いします。もう来工事が進んでまして年もこれは当初からずっとお願いしている話ですのでよろしくお願いします。
1:06:01	はい。
1:06:03	じゃあよろしいですかね望月さん何かございますか。
1:06:12	フリーです。
1:06:16	若井話し合うんですけど、それ衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:21	別紙1の何でしょうまとめ資料なんですかね。ページロてる番号とがちょっと何か違ったりしちゃうんで、その辺もまたあわせてちょっと整理して説明加藤さんからもありましたけども、
1:06:35	ページ番号をはっきり述べてから説明するということがお決め事なので、ページしっかりですね、刷っていただいて、説明していただければと思います。
1:06:52	規制庁のカトウでちょっとよろしいでしょうか。
1:06:57	えっとですねちょっと一つ提案なんですけれど、本件中央管理室急ぐということであれば、例えばですよ。本日の午後を予定している形A C Aのヒアリングをちょっと飛ばさせていただいて、
1:07:12	本件を入れるってということではどうでしょうか。
1:07:18	京大のカマエでございます。
1:07:21	なかなか難しい判断なんですけどやっぱり年齢の方も非常にご存知、ご承知のように、時間的なこともありますので、ちょっとそれ岩見さんがいるんですけど、多分、
1:07:31	どちらかっていう話になると非常に
1:07:34	苦慮しなきゃいけないんですけど、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:36	そういう意味では
1:07:41	当初通り別途ですね、スケジュールしていただけたらと思います。それと、一つだけ確認なんですけど等いろいろ残ってるという話なんですけど、
1:07:51	前回、補正申請についての話としてはですね、まとめ資料の中に、まとめ資料は別途の話なんですけど、
1:07:59	補正の内容については、先ほどの
1:08:02	八条等、
1:08:03	19条のその辺の所ぐらいできるという適用外だという説明がですね、これ一つの補正の一つのハードルになったと思うんですけどもそれ以外は、ほぼ補正の内容としては、
1:08:17	了解られてるものと我々理解してたんですけどもちょっと規制の適正、記載の適正化ちょっと置いといてですね。
1:08:24	そういう意味では、
1:08:26	今のヒアリングで残されてるところ、
1:08:30	ちょっと具体的に今田カトウさんの方からちょっと

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:33	メモいただいてないので、どういうところがあったかってのは我々としては理解をしてるんですけど。
1:08:37	加藤さんからの言われるその残されてる部分ですね、
1:08:42	固定申請に関わるものなのか、まとめ資料の中に、
1:08:47	記載するものなのかというその辺はによって、
1:08:51	できたらその補正、
1:08:53	汚染は磯子っていう変な話なんですけど、
1:08:57	もしまとめ資料の中での記載の適正化というか、あれだとすると、
1:09:02	少しその辺、ご判断いただけないでしょうか。市長の加藤です。私は前回のヒアリングでですね補正にはねるんじゃないですかって言っていたところは
1:09:14	江藤に3点あるんですけど、一つはあれですね。
1:09:19	第9条の審議の募集、
1:09:24	それとあと第
1:09:27	第8条の外部からの衝撃の損傷、
1:09:30	それと、今コメントがあった第19条の、
1:09:34	薄井の村長も5000円。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:36	第 19 条の一定の損傷の防止については、ちょっと先ほどこちらから述べさせた整理にてそれで説明の方をお願いしている状況ですので、
1:09:48	補正不要のものは大瀬知さんどういう時期に出すっていうのが、決められればいいことだと思いますけれど、第 19 条のところの説明がちょっと受けてからの方が、
1:10:01	言うと思うんですけどいかがですか。
1:10:06	何協会の亀井でございますけども。
1:10:08	確かに申請書には出てない要するに除外をしてる適合外だということで すので、
1:10:14	申請書上は当然出てないわけですが、当然その除外の理由というの はまとめ資料では、それこそコンセンサスをとらないと、その当然最終 的なし、申請書の方にもフィードバックしますので、
1:10:26	それは確かなんですけどただ今八条置いといても、今の五つのところっ ていうのはもうおそらく、
1:10:35	除外の文言だけの話かなと我々思ってるんですけども、それが本当に今 の書き方によって、申請書にフィードバックするのか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:44	その可能性があるのであれば我々としても当然これは、あまり勇み足で 補正してしまってもまた、
1:10:50	手元にあるんですけども、
1:10:52	そこは、我々も判断する上です、事業者が勝手だというんですけど もそこはそういうことがあればですねなかなか補正しにくいんですけど も、
1:11:02	そういうことが、今言っていたかどうか分かりませんが、
1:11:05	その今の三つのことが、補正に対するこれまでの、
1:11:09	ハードルであったと。
1:11:11	いうふうに私は理解してたので、
1:11:14	それが今の1だけのことで今の表現の問題だとすると、
1:11:19	いかがですか。
1:11:21	すみません今日のヒアリングはもう打ち切りたいんです。確認したい点 があるのであれば今日の午後のKUCAとも相談して優先順位をつけて ください。今日はできないんだったら来週になります。
1:11:33	で、審査はまだ続いているので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:36	すべてのコメントがこれですかというようなことはお答えできません。気になった点は引き続き確認していきますので、その点を踏まえてそちらの自己判断で、補正なり何なりっていうのを考えてください。
1:11:49	今日のヒアリング終わりますがよろしいですか。
1:11:58	はい。そうしましたら本日のヒアリングを終わりにしたいと思います。
1:12:03	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。